

令和7年度 第32回朝来市農業委員会総会議事録

1 **開催日** 令和8年2月19日(木) 13:30~14:36

2 **開催場所** 朝来市役所山東庁舎3階大集会室

3 **出席した農業委員** 13人

1番 米田 隆至委員 2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員
5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員 7番 細見 和範委員
8番 篠岡 昌代委員 9番 伊藤 孝行委員 10番 佐野 伸夫委員
11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長

4 **欠席した農業委員** 1人

4番 藤井 幸三委員

5 **出席した農地利用最適化推進委員** 12人

6 **現地調査委員**

農業委員 米田 利秋委員 高本 知宜委員
推進委員 中尾 孝幸委員 中島 勝也委員

7 **議事日程**

日程第1 議案第154号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第155号 非農地証明申請について
日程第3 議案第156号 地籍調査事業にかかる地目変更について
日程第4 議案第157号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

8 **事務局職員**

事務局長 平松 裕一郎 次長 足立 尚幸 主幹 石橋 禎之

9 **農林振興課職員**

副課長 衣川 太郎

10 **会議の概要**

○事務局 失礼いたします。本日は、大変お忙しい中、総会のほうに御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第32回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。

既に送付をいたしてございます次第に基づきまして進めさせていただきます。

初めに、石原会長から御挨拶を申し上げます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 石原会長、ありがとうございました。

それでは、ここからは石原会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

石原会長、よろしく申し上げます。

○議長 それでは、座ってやらせていただきます。

次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員12名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第32回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、11番の島田義弘委員と12番の小田彰子委員に議事録署名人をお願いいたします。

続きまして、次第5の「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行させていただきます。

日程第1、議案第154号「農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位323番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。航空写真のほうをお願いします。申請地は夜久野高原になります。夜久野高原のロータリーを東河の白井のほうから来まして、真っすぐ山東方面に行ったところの、ロータリーから100メートルぐらい行ったところの物件になります。申請地は、確認に行ったんですが、雪がたくさん降ってまして十分確認できませんでしたが、司法書士さんに話を聞きまして、今回上程となりました。

譲受人の●●株式会社さんなんですが、社員が1人しかいません。それで、主な内容は食品加工というようなことになっていきますけど、十分管理できるかどうか、ちょっと心配な部分もありましたが、3条審議資料も全て満たしていますし、一応私のほうから言いましたのは、とりあえず栗を3種類、15本ぐらいですかね、植えたいんだということらし

いです。目的外に使用しないようにということはくぎを刺しときましたので、大丈夫かなというふうに思いますが、御審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位324番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付番号324番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。申請地の場所は糸井駐在所の裏手になります。譲受人の●●さんは埼玉県のように住んでおられますが、申請地の近くに豆柴犬を飼っておられるところに毎月のように来られております。そこで、10年先ぐらいに定年後は夫婦で田舎暮らしを考えているがどこかいいところはないかという話になり、物件を探していたところ、今回の農地付きの土地、建物が見つかりました。10年先とは言わず、購入して、まずは別荘地的に利用することになりました。草刈り機を持っておられますので、管理もできるということです。

なお、譲渡人の●●さんは、母親が昨年までこの土地と建物で暮らしておられましたが、高齢になり、大阪の和泉市のほうで一緒に暮らすことになりましたので、この土地、建物を売りに出されていたところ、その話を聞き見に行ったところ、直ぐに話がまとまりました。

何の問題もないと思いますので、審議をよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位325番及び326番の2件の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。受付順位325番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。申請地は県道273号線、フジッコから北東へ90メートル、そこから40メートルほど北に行ったところになります。現在、申請地近隣の圃場で、譲受人の●●様が水稲を耕作されております。このたび、譲渡人の●●様と譲受人の●●様と合意に至りましたので、3条申請がありました。営農計画も出されており、引き続き耕作される予定で何ら問題ないと思われまますので、御審議のほうをよろしく願いいたします。

続きまして、326の説明をさせていただきます。申請地は、朝来医療センターの東、法興寺公民館より50メートルほど北に位置いたします。このたび、譲受人の●●様がこちらの家を購入されることになり、隣接する田畑も一緒に購入されることになりまして、3条申請がありました。●●様は現在、山東町で農業に従事されております。営農計画も出されており、問題なく思われます。御審議のほうよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位327番の提案理由の説明を、地元委員の小田委員に求めます。

○小田委員 失礼いたします。受付順位327番の航空写真を御覧ください。写真の下の方に北近畿豊岡道があります。その写真の上が国道427号線です。写真の左側には和賀新堂線があり、その四つ角を粟鹿川のほうに500メートルほど行きますと四差路があります。その左側に譲受人の●●があります。その四つ角を右方向に400メートルほど行きますと再度四つ角があって、粟鹿川のほうに45メートルほど行きますと申請地●●番地があります。この土地は、もう既に●●が稲作をされております。

譲渡人の●●さんは独り暮らしで、高齢で、体調不良のため、このたび譲受人の●●に3条申請をされました。書類も皆、提出されております。何の問題もないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位328番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位328番の説明をさせていただきます。航空写真のほうを御覧ください。まず、航空写真には写っておりませんが、写真の左側のほうに国道9号線が走っております。下から上に、和田山から養父方面ということになります。大蔵地区の大蔵こども園ですね、国道9号線から約100メートルほど行ったところにあります。手前が、ちょっと写真の片隅になっておりますけど、大蔵小学校という配置になります。そこの間の道を東方面にずっと走って行って、ちょうど集落がありますけど、高瀬区の行政管理分になります。そこの裏側、要は円山川との間というところに申請地2筆がございます。●●番地と●●番地という配置になります。

この申請地につきましては、譲渡人の●●さんの田ということですが、もう既に以前から丹波市にお住まいでありまして、以前より譲受人の●●さんが耕作をされてきました。今回、譲渡人と譲受人との間で話がまとまったということで申請に至っております。

譲受人の●●さんにおかれましては、恐らく息子さんが管理されるということ聞いております。関係書類等提出されており、問題はございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位329番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。まず、航空写真を御覧いただきたいと思います。

329番、非常に分かりやすいところでございますが、312号線の澤第一交差点を西側にずっと入っていただいたら物部の集落に行くわけですが、その途中で見えてまいりますので、朝来浄化センターのほぼ隣に申請地があるということでもあります。円山川のすぐそばが申請地●●番地ということでもありますので、御理解をお願いいたします。

本件につきましては、譲渡人の●●さんが宝塚にお住まいでして、このたび、この農地を処分したいとして、譲渡人の●●さんとの話が進んでまいりまして、今回の許可申請になったということでもあります。この申請地につきましては問題がないと思っておりますが、今回譲り受けされます●●さんにつきましても、これまでも多くの土地を保持されておりましたので、この土地につきましても継続して農地の維持管理が図られるものと思っておりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位330番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位330番の航空写真を御覧ください。配置としましては、中央に国道9号線、下側が和田山方面、上が養父方面となります。中央にJR山陰線、それから、その右側のほうが土田集落という形になります。国道9号線の上側に和田山トンネルがちらっと写っております。その手前のほう、左手にローソン、それと駐車場がありまして、その手前の信号を右に、土田集落のほうに行ったところですね、線路を渡ったところの線路沿いの田になります。

譲受人の●●さんのほうですけど、現在東京のほうにお住まいでありまして、現在委託されている田に加えて、この申請地も地元土田区の耕作者に委託するとのこと。また、●●さんにおかれましては、いずれこちらのほうに帰ってこられて、田、それから畑のほうもしていきたいとおっしゃっていると聞いております。

今回、譲渡人と譲受人の間で話がまとまりまして、申請に至っております。関係書類等を確認しましたが、特に問題はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位331番及び332番、2件の提案理由の説明を、地元委員の細見委員に求めます。

○細見委員 それでは、受付順位331番の説明をさせていただきます。申請地は、この山東庁舎の前の道を与布土方面に500メートルほど進んでいただくと森下洋装店があります

が、その手前の交差点を左折していただいて、1.6キロほど進んだ地点が、ちょうど写真に写っているビニールハウスのある交差点のところになります。それを斜めに入っていたら、150メートルほど進んでいただいたところが今回の申請地になります。

譲渡人の●●さんは相続により農地と家を取得されましたが、今回、譲受人の●●様が、ちょうど農地の下にある家ですね、●●番地が家になるんですけども、そこを購入されるということで、それに付随して●●番地と●●番地を取得されるということです。●●さんの自宅がちょうどその●●番地の隣の●●番地になっていて、そこにお父様が住まわられていて、農地のほうは今、そちらのお父さんのほうが管理されているということで、今後、●●番地に移り住まれた後に協力して農地を管理されていくということで、特に問題はないと思われまます。

続きまして、332番の説明をさせていただきます。先ほどの森下洋装店の前の交差点から700メートルほど与布土方面に進んでいただくと農道があるんですけども、その農道を左折していただいて、200メートルほど東に進んでいただくと申請地●●番地があります。そこからさらに東に200メートル進んだ地点が●●番地で、そこから南に100メートルほど進んでいただいたところが申請地●●番地と●●番地になります。さらにそこから南に350メートルほど川沿いを進んでいただくと申請地●●番地があります。

譲渡人の●●さんも相続により土地を取得されましたが、現在は大阪に住んでおられ、今回、●●さんの自宅の土地が1枚目の写真の●●番地にあるんですけども、そこを譲受人が購入されるということで、そこに付随する農地も同時に購入してほしいということで、今回の話がまとまったということです。申請地●●番地と●●番地については本人が耕作されるということで、それ以外の●●番地については●●さん、●●番地、●●番地については●●さんに委託されているということで、今後も引き続き委託されるということです。

特に問題はないと思われまますが、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位323番から332番につきまして、提案理由の説明がございました。

現地調査委員の米田利秋委員のほうから補足説明ございますか。

○米田（利）委員 失礼します。2月の4日に、午後から農業委員4人と、それから事務局2人の6名で巡回させていただきました。場所によっては、写真にも写っておりますように、雪で見られなかったというところもございましたけれども、先ほどそれぞれの委

員さんが御説明のとおりでございまして、特に問題はなしと認めます。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、3条関係につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございませんか。

特にないようですので、受付順位323番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位324番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位325番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位326番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位327番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位328番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位329番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位330番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位331番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位332番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2、議案第155号「非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位333番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。333番の御説明をします。航空写真をお願いします。地区は野村区となっています。フジッコと和田山中学校の交差点を右折しまして、約3キロぐらいですかね、行ったところに野村区があります。申請地は、申請人の●●さんの親になる方が、もともと屋敷であったというふうに聞いております。それで、現在の状況をちょっと確認したら畑であるということが分かって、今回、非農地証明を申請したいというふうに申しとおられます。

●●さんの今のお住まいは、その下のほうに、ちょっと見づらいですけど、●●番地に自宅がございます。今後とも山林として管理していきたいということと、始末書も添付されてますので、問題ないかなというふうに判断します。よろしく御審議ください。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位334番について、提案理由の説明を地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。受付順位334番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。こちらは、ちょっと写っていないんですけども、県道104号線の物部藪崎線より西に260メートルほど入ったみのり保育園から枚田段地区の住宅街に向かう村道と、写真の下にあります赤淵神様との参道の交差する点のところに当たります。

申請地の登記地目は畑ですが、昭和40年代の道路拡幅工事により分断され、加えて急斜面であることから耕作実績もほとんどなく、管理ができないことから、現況と一致させるために申請をされました。始末書も提出されております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位333番及び334番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の高本委員のほうから補足説明ございますか。

○高本委員 失礼します。2月4日に、委員2名、推進委員2名、事務局2名の6名で現地確認に行っていました。今、地元委員の説明のとおり、補足はございません。

○議長 ありがとうございます。

それでは、非農地関係につきまして、皆さんのほうから御質問、御意見ございませんか。特にないようですので、受付順位333番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位334番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第156号「地籍調査事業にかかる地目変更について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、私が議案第156号の関係者であることから退席いたします。職務代理の西さんに議長を交代いたします。

○西職務代理者 失礼します。着座したまま進めさせていただきます。

議案第156号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 議案第156号、地籍調査事業にかかる地目変更についてを御説明させていただきます。

7ページから添付しておりますが、市長から農業委員会会長宛てに農地転用事実の疑義について照会があったことから、議案を提出させていただくものです。

本年度は、生野町口銀谷、和田山町竹ノ内、土田、竹田、筒江、山東町早田、それから佐囊の計7箇所、392筆、64,479.38平方メートルの照会がございました。照会があった農地については、一覧表を議案14ページから掲載しています。

判定調査については、地籍調査課担当者から現況写真等の資料により説明を受け、1月19日に生野・朝来地区、21日に和田山地区、22日に山東地区を各地区担当委員さんと事務局で実施しました。非農地判断につきましては、県の通知や朝来市農業委員会農地法事務取扱要綱等の判断基準により行っていただきました。非農地として認定されなかったのは、地籍調査事業にかかる地目変更非認定の土地一覧として、資料の28ページと29ページに写真をつけております9筆です。既に、通し番号41番から44番につきましては、非農地証明の申請により証明済みですので、所有者により、完了後に、申請に基づいた地目変更がされることとなります。

それから、227番、308番、309番、313番、317番の5筆につきましては、5条申請の許可済みですので、所有者により、完了後に申請に基づいた地目変更がされることとなります。今回御審議をいただきまして、決定をいただきますと、この9筆を除いた383筆につきまして、地籍調査結果による非農地判定を認定いただいたものとして市長に回答することとなります。

以上で議案第156号、地籍調査事業にかかる地目変更についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○西職務代理者 事務局の説明が終わりました。

ここで皆さん、御意見、御質問はございませんか。

ないでしょうか。

それじゃあ、ないようですので、議案第156号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○西職務代理者 ありがとうございます。

賛成多数として、本件は承認されました。

それでは、石原会長、お戻りください。

○議長 どうも御苦労さんでした。

それでは、続きまして、日程第4、議案第157号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、●●委員が議案第157号の関係者であることから退席を求めます。

議案第157号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。それでは、議案書の32ページのほうから概要のほうを説明させていただきます。

今回、農用地利用集積等促進計画の概要ということで、権利、利用権の設定に係る面積及び筆数及び戸数につきましては、設定する農用地、区分としまして田になります。面積は29,020平方メートル、筆数につきましては19筆となっております。また、今回設定を受ける戸数は8戸、設定する戸数につきましては9戸となっております。

また、この設定の概要につきましては、設定の種類につきましては全て使用貸借権となります。19筆、29,020平方メートルが使用貸借権となっております。この権利の始期につきましては、この後の完了公告後となっております。契約年数につきましては、10年契約となっております。10年契約の内訳としましては、19筆全てとなっておりますし、面積のほうも29,020平方メートルとなっております。

また、今回の設定を受ける者及び設定する者、また、土地の所在につきましては、議案書33ページのほうに一覧をつけておりますので御覧ください。以上となります。

○議長 議案157号につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

ないようですので、それでは、議案第157号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

●●委員、お戻りください。

それでは、これで本日の議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理に御挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後 2 時36分終了)